

(4月入学)

福島大学独自免除

令和7年度入学料徴収猶予申請要領【第2回目提出分】

下記に掲げる「1. 徴収猶予選考対象者」のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき、選考の上、入学料の徴収を猶予することがあります。徴収猶予を希望する者は、下記により申請してください。

1. 徴収猶予選考対象者

- (1) 経済的理由により期日までに入学料の納入が困難な者
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者の死亡又は風水害等の災害のため、入学料の納入が困難であると認められる者
- (3) 上記に準ずる相当な理由があると認められる者

2. 申請書類

- (1) 入学料徴収猶予願 (別紙様式第2) 【第1回目提出済】
  - (2) **提出書類一覧表** (別紙様式3) ・・・3頁
  - (3) (2) で該当する証明書類
  - (4) 本学が必要と認める証明書等
- } **【第2回目提出】**

3. 受付期間

入学手続開始日区分	12月13日	2月11日	3月7日	3月21日
申請受付期間	12月13日	2月11日	3月7日	3月21日
	~	~	~	~
(1) 入学料徴収猶予願提出期間 (受付期間必着)	12月20日	2月18日	3月15日	3月27日

第1回目の「入学料徴収猶予願」申請後に第2回目提出の手続きを進めてください。

【第2回目提出書類】

申請提出一覧表の該当書類 上記申請書類の(2)から(4)	令和7年3月15日~令和7年4月1日 (受付期間最終日の17時必着のこと)
---------------------------------	--

4. 送付先

第1回目提出書類：入学手続書類に同封して提出してください。

第2回目提出書類：必ず簡易書留で下記宛てに郵送してください。

〒960-1296 福島市金谷川1番地 福島大学 学生・留学生課 生活支援係 入学料免除担当

5. 注意事項

- (1) すでに入学料を納入している者は、徴収猶予申請はできません。
- (2) 徴収猶予を申請した者は、その許可・不許可が発表されるまでの間は、入学料の徴収が猶予されません。
- (3) 選考結果については、学生向け連絡サイト (LiveCampus) でお知らせいたします。(7月下旬予定)
- (4) 選考結果が不許可になった者は、結果発表の日から14日以内に、所定の入学料を納入してください。(期間内に納入しないと除籍処分になります)ので、十分、注意してください)
- (5) 申請書類に不備があると選考から除外されますので、本要領等を熟読の上、申請書類に不備がないよう注意してください。「入学料徴収猶予願」は令和7年4月1日現在の内容で記入してください。第2回目書類提出時に準備できない証明書類は、令和7年4月25日(金)までに、学生・留学生課へ提出してください。
- (6) 選考を適切に行うため、その事情を証明する書類が必要です。なお、提出いただいた個人情報入学料徴収猶予選考以外の目的には使用されません。



## 令和7年度【入学料】徴収猶予申請提出書類一覧表(日本人用)

受験番号	
氏名	

### A. 必ず提出する書類

	提出書類	備考	該当欄に○印を付す		
			発行所等	本人 チェック	大学 チェック
1	徴収猶予願	本学所定の様式 (別紙様式第2)	第1回目書類提出済		
2	提出書類一覧表	本学所定の様式 (別紙様式3、この表)	/		
3	住民票謄本(世帯全員分の住民票) ※「 <u>戸籍謄本</u> 」ではありません	生計を一にする家族全員分(世帯全員)(※1) なお、母子父子世帯の場合は戸籍謄本も提示 すること(確認後に返却します)	市区町村役所		
※1) <b>世帯全員</b> ：申請者と家計支持者(父・母)及び家計支持者(父・母)に扶養されている者 例) 家計支持者に扶養されている者 → 働いていない兄弟姉妹、祖父母等					
4	令和5年分所得課税証明書	所得の有無に関わらず世帯全員分。ただし、 無職の就学者(本人含む)、幼児は除く	市区町村役所		
<b>【重要】</b> 課税額の内訳(所得割額、均等割額) 配偶者控除、扶養控除人員数等の記載があるものを取得すること。					

### 注意事項

- ① 提出する証明書類については、本人チェック欄に○印をすること。
- ② 各種証明書類は申請書の3か月以内の証明のものに限る。

記入いただいた個人情報、入学料徴収猶予選考のために利用され、その他の目的には利用されません。